

# 要配慮者利用施設における洪水を想定した 避難確保計画作成講習会資料

---

熊本地方気象台・熊本県

令和5年3月2日、3日

# 本日の内容

○洪水に対する避難確保計画の作成にあたっては、過去の災害教訓、地域の水害特性（既往の水害、洪水ハザードマップ）、避難のために必要な防災情報の入手方法等に関する正しい理解が必要となります。

○本日の講習会では、これらの詳しい内容について、以下の内容による講習会を行います。

1. 避難確保計画作成の必要性【県河川課】
2. 避難に必要な気象情報の取得方法  
【気象庁 熊本地方気象台】
3. 避難確保計画の作成方法【県河川課】

# 1. 避難確保計画作成の必要性

---

# 要配慮者利用施設における避難確保の重要性

【避難確保計画の作成と訓練の義務】

- 浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に定められた施設には、洪水・雨水出水・高潮・土砂災害・津波に対する**避難確保計画**を作成し、**市町村に報告することが義務付けられています。**
- また、**訓練を実施**し、その結果を**市町村に報告することが義務付けられています。**
- まずは、従事している施設の**避難確保計画を確認**しましょう。

施設管理者

- 避難確保計画の作成
- 避難訓練の実施



【ポイント】

既存の非常災害対策計画や消防計画、学校の危機管理マニュアル等と一体的に作成することが可能です。

市町村

- ・ 避難確保計画の報告
- ・ 訓練結果の報告

〇〇防災課



助言・勧告等



# 要配慮者利用施設における避難確保の重要性

【平成28年8月台風第10号におけるグループホーム楽ん楽ん（岩手県岩泉町）の被害】

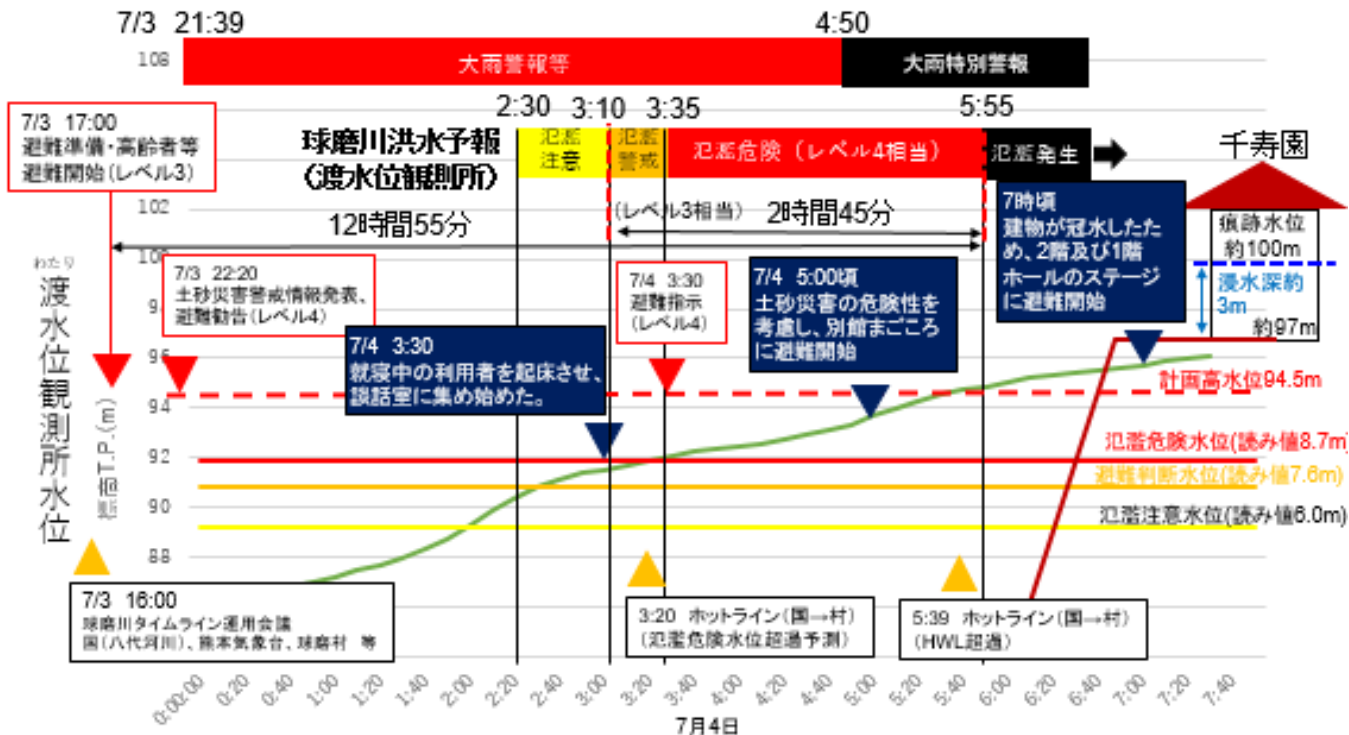
- グループホーム楽ん楽んでは、逃げ遅れにより利用者9名が亡くなる被害が発生しました。
- 施設の職員は、避難準備情報（現在：高齢者等避難）が発令されたことを知っていましたが、避難に時間がかかる**高齢者が避難を始めるタイミングとは認識していませんでした。**
- 施設は普段から避難訓練を実施していましたが、**水害は想定していませんでした。**



# 要配慮者利用施設における避難確保の重要性

【令和2年7月における豪雨特別養護老人ホーム千寿園（熊本県球磨村）の被害】

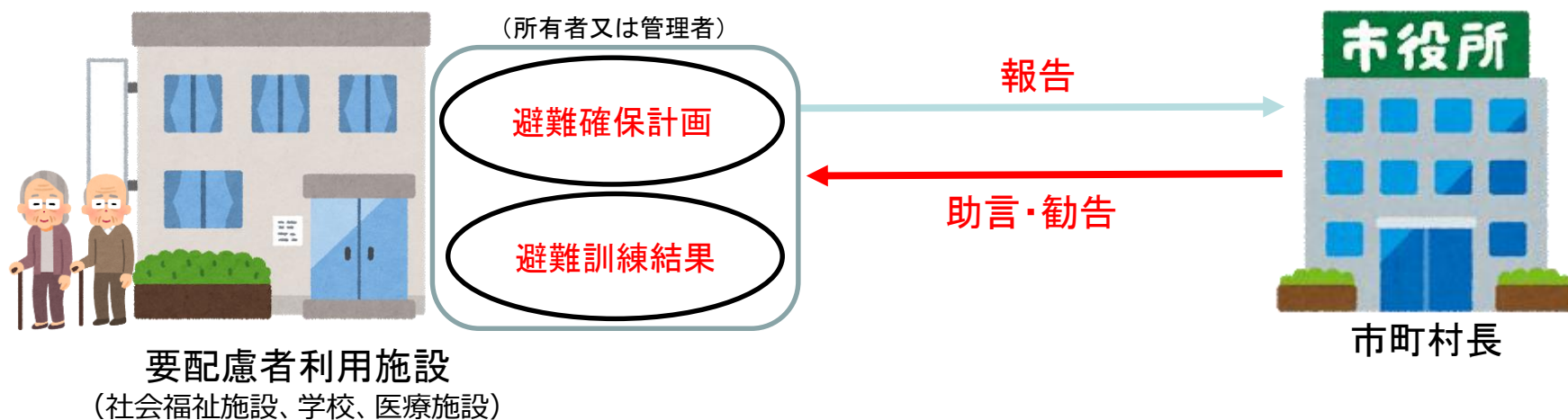
- 特別養護老人ホーム千寿園では、施設の1階が浸水し、利用者65名のうち14名が亡くなる被害が発生しました。
- 施設は、避難計画を作成し訓練を実施していましたが、**これまで浸水被害が無かったことから、土砂災害は警戒していたものの、大きな水害が発生することは想定していませんでした。**



# 要配慮者利用施設における避難確保の重要性

【避難確保計画の作成と訓練の実施】

- 岩手県岩泉町の被災を受けて、平成29年に水防法と土砂災害防止法が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた高齢者施設等の要配慮者利用施設は、**避難確保計画の作成と市町村への報告、避難訓練の実施**が義務づけられました。
- 熊本県球磨村の被災を受けて、令和3年に水防法と土砂災害防止法が改正され、**市町村への訓練結果の報告**が義務づけられ、避難確保計画や訓練結果の報告を受けた**市町村が管理者等に対して助言・勧告**する支援制度が創設されました。



# 要配慮者利用施設における避難確保の重要性

【特別養護老人ホーム川越キングスガーデン（埼玉県川越市）の成功事例】

- 特別養護老人ホーム川越キングスガーデンでは、平成10年の水害経験を踏まえ、**避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練を実施**していました。
- 令和元年10月の台風第19号では、避難確保計画や避難訓練で得たノウハウを活かして迅速に避難行動をとり、**利用者や職員が無事に避難**できました。

## 川越キングスガーデンの対応

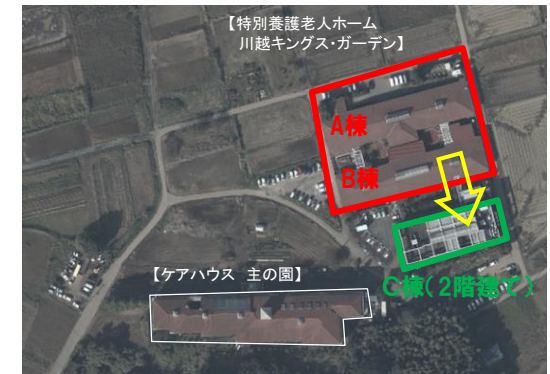
12日 10時頃 重篤患者の移動、避難の準備開始  
職員24人待機、水位・雨量情報収集

13日 2時頃 避難開始、川越市に避難開始の報告

氾濫 越辺川の破堤

13日 4時頃 避難完了、川越市へ報告

13日 夕方 警察等により、近傍の避難所へ全員避難



スロープ・階段によりC棟(2階)へ避難



【特別養護老人ホーム  
川越キングスガーデン】  
利用者100人

到達水位 A棟 B棟

C棟



# 要配慮者利用施設における避難確保の重要性

【特別養護老人ホーム平成の杜（静岡県小山町）の成功事例】

- 特別養護老人ホーム平成の杜は、土砂災害警戒区域内にあるため、**避難確保計画を作成し、日頃から避難訓練を実施**していました。
- 令和元年10月の台風第19号では、職員が利用者を2階へ移動させた後、土石流が施設の1階部分に流入しましたが、**利用者や職員は無事に難を逃れました。**

## 特別養護老人ホームの対応

午前 10:37 土砂災害警戒情報発表

午前 11:00 避難勧告発令

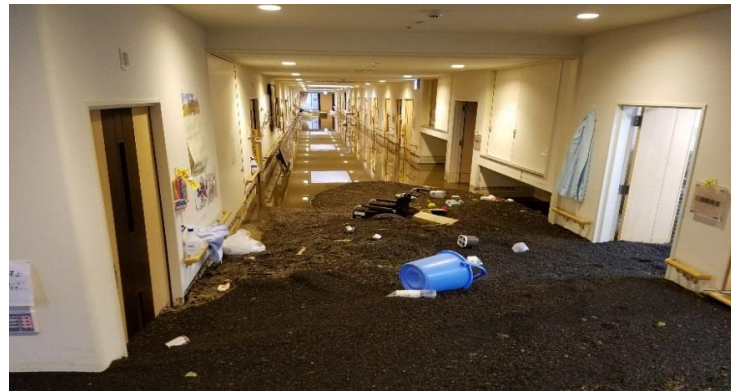
午後 1:15 避難指示発令

午後 7:30頃 近隣住民からの声かけ  
入居者・職員全員2階へ移動

土砂災害

午後 8:00頃 施設1階に大量に土砂が流入

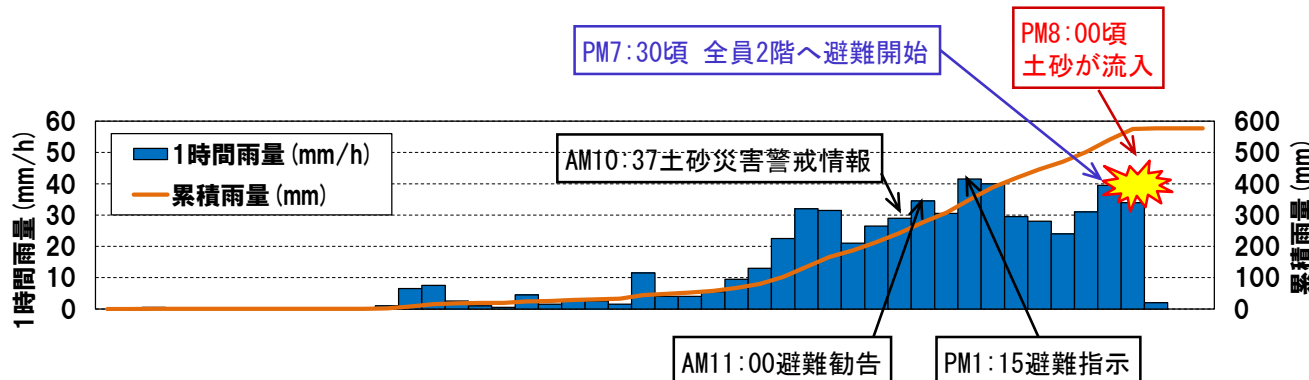
施設長の声 『**日頃から避難訓練をしていた**こともあり、  
けが人を出さずにすんでよかった』(NHK報道より)



日頃の訓練  
の成果



令和元年6月避難訓練実施状況



「避難確保計画」を作成・提出するとともに、  
「避難訓練」の実施は、施設管理者及び所有者の義務です。

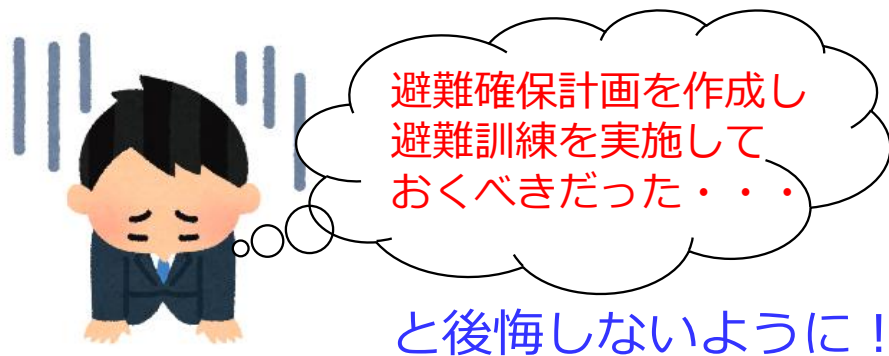


写真) 「水害レポート2019」国土交通省：  
台風19号における千曲川の堤防決壊の様子

## 「避難確保計画」の作成・提出



## 「避難訓練」の実施

